



# まとい 消防瓦版纏

火災・救急・救助 119

No.383

富良野広域連合富良野消防署占冠支署  
56-2119

## 9月9日は救急の日

9月9日は「救急の日」です。救急の日は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、昭和57年に厚生労働省によって定められました。

当支署では救急の日にちなんで、9月9日18時から一般救命講習を実施する予定です。学校や運転免許取得時に心肺蘇生法を学んだことがある方が多いかと思いますが、その内容についてどれくらい覚えているでしょうか。

人は心臓が止まってから1分経過するごとに助かる確率が10%ずつ減少していきます。救急車が現場到着するまで全国平均で約8分かかります。もしも救急車が到着するまでの間に、何の処置もしなかった場合、傷病者が助かる確率は20%にまで減少してしまいます。もしあなたの家族や友人が倒れた場合、あなたは適切な処置を施すことができますか。講習を受講することであなたの大切な人を助けられるかもしれません。興味のある方は9月5日（土）までに占冠支署までご連絡ください。



一般救命講習  
9月9日  
18時～19時予定  
占冠消防署にて開催！

### 救急出場状況

(7月分)

交通	1件 (0人)
労働災害	1件 (1人)
一般負傷	3件 (1人)
急病	1件 (1人)
7月計	6件 (3人)
累計	74件 (62人)
※ ( ) 内は搬送人員	



## 地域とともに コミュニティ・スクール情報 ～占冠中学校～



占冠中学校では、社会に開かれた教育課程の実現に向けて「よりよい学校教育を通じてより良い社会を創る」という理念のもと、地域の人材や自然・施設を積極的に活用した授業を取り入れています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生徒達の「学びの保障」を踏まえた中、持続的な学校運営を推進していきます。学校における感染およびその拡大リスクを可能な限り低減した上で、「新しい生活様式」を取り入れることはもとより、保護者や地域の方々からもご理解・ご協力を頂きながら教育活動を進めることができている。

1学期の後半には地域の方々を講師にお招きし、地域と連携した授業や講話を行うことができました。6月末には占冠村消防署員の方々のご協力を得ながらの「避難訓練（火災対応）」、7月には占冠村陶芸サークルの方々のご指導による「陶芸実習」、占冠村駐在所員の吉田さんを講師とした「情報モラル教室」等を行い、地域の方々との交流や対話を通して深い学びにつなげることができました。

これからも、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、地域の教育力と連携を深め、身近な講師の方々から専門的な指導を受けることで、生徒一人ひとりが授業を「わかる・できる・楽しい」と感じ、自ら課題を見つけ意欲的に学んでいけるよう教育を推進していきたいと思っております。

占冠村教育委員会 56-2182



## こんにちは 保健師です

このコーナーでは、健康や保険制度などの情報をお届けします。困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。  
住民課保健予防担当 56-2122

### 成年後見制度は、判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが目的です。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方の暮らしや権利を保護するために支援する制度です。

判断能力が不十分だと、介護、福祉サービスを利用するための各種手続きや預貯金などの財産管理が難しい場合があります。また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。判断能力の低下により被る不利益から、本人を保護するために支援する制度が、『成年後見制度』です。

成年後見制度には、『任意後見』と『法定後見』の2つの制度があります。今月号では、『任意後見制度』について紹介します。

頼んだ覚えのない商品がたくさん家に届いたわ。

最近、もの忘れするかも…？

介護サービスを受けたいけど難しくてよくわからない



### 判断能力が低下したときの支援内容や支援者を予め決めておく事ができる『任意後見制度』

今は判断能力が十分にある方が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理（※1）や身の回りのこと（※2）について支援者（任意後見人）や、支援の範囲をあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

- ※1 財産管理とは金銭管理、不動産の処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援を行います。
- ※2 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き・支払いなど日常生活に関わる身の回りのことについての契約などを支援します。

#### 利用方法

- ①任意後見の依頼と公正証書の作成  
後見を依頼した人（任意後見受任者）と支援してもらった内容を決め、公正証書を作成して契約を交わします。後見人の報酬は契約で決めた金額です。公正証書作成には費用がかかります。
- ②家庭裁判所に申立て  
判断能力が十分でなくなった時、本人や家族などが家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶ申立てをします。申立て時にも費用が必要です。任意後見監督人は本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかチェックする人です。任意後見監督人が選ばれて、任意後見受任者が正式に任意後見人になります。

